特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
7	国民健康保険の資格管理に関する事務 書	基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

棚倉町は、国民健康保険の資格管理に関する事務における特定個人情報の取り扱いにあたり、特定情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県棚倉町長

公表日

平成27年5月28日

[平成26年4月 様式2]

T 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	国民健康保険の資格管理に関する事務 国民健康保険法等の規定に則り 資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認					
②事務の概要						
③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア					
2 株字個「棒報ファイルタ						

2. 特定個人情報ファイル名

国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項 法令上の根拠 並びに内閣府・総務省令第16条、第24条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

	①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定
	②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第42、43、44項 並びに内閣府・総務省令第25条、第26条
		(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第42項 並びに内閣府・総務省令第25条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民課
②所属長	課長 緑川 喜秋

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒963-6192

福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野33 請求先

棚倉町役場 企画情報課 情報管理係

TEL:0247-33-2112 FAX:0247-33-3715

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒963-6192

福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野33 連絡先

棚倉町役場 住民課 国保年金係

TEL:0247-33-2116 FAX:0247-33-3715

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点				
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か		27年5月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明